

# 会員監査に関する規則に関する細則

2026年3月25日制定

## (目的)

第1条 この規則は、会員監査に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

## (会員監査方針及び計画)

第2条 規則第3条第1項に規定する細則で定める会員監査方針及び計画は、以下の内容を含むものとする。

- (1) 基本的考え方
- (2) 実施方針
- (3) 重点事項及び監査項目
- (4) 監査計画
- (5) その他必要な事項

## (特別監査の種類)

第3条 規則第4条第2号に規定する細則で定める特別監査は、次に掲げるものとする。

- (1) 部分監査 法令・諸規則等の遵守状況及び取引の信義則（資産運用等の業務運営状況を含む。）の遵守状況等の一部について、必要に応じ、適宜行う監査
- (2) フォローアップ監査 一般社団法人資産運用業協会（以下「本協会」という。）の監査及び行政各機関の検査等において認められた指摘事項及び処分に係る改善実施状況について行う監査
- (3) 入会后監査 新規加入正会員のうち、特に必要と認めた正会員に対して行う監査
- (4) 合同監査 他の自主規制機関と同時に合同で行う監査

## (予告)

第4条 規則第5条に規定する細則で定める予告事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 監査の日時
- (2) 監査の種類
- (3) 監査の方法
- (4) 監査の対象期間
- (5) 重点項目
- (6) 監査員の氏名
- (7) その他必要な事項

2 臨店による監査（以下「臨店監査」という。）の実施に当たっては、あらかじめ正会員の代表者に対して、原則として監査着手日前（おおむね2週間前から4週間前までとする。）に通知するものとする。

（重要事項の説明）

第5条 規則第5条に規定する細則で定める説明事項は次に掲げる事項とする。

- （1）会員監査の権限と目的
- （2）会員監査への協力依頼
- （3）会員監査モニターの概要
- （4）意見申出制度の概要
- （5）その他必要な事項

（資料を求める場合等の留意事項）

第6条 規則第7条に規定する細則で定める方法は次に掲げるものとする。なお、依頼に当たっては、資料等の提出方法・記載内容等を説明し、提出期限を示して資料等を求めることとする。この際、既存資料の活用等を図り正会員の事務負担等に配慮する。

- （1）臨店監査 次に掲げる方法
  - ① 予告後、臨店監査開始前に、正会員に対して、事前に資料の提出を求める方法
  - ② 臨店監査開始後に、正会員に対して資料等の提出を求める方法
- （2）書面、ヒアリング又はその他の方法による監査 予告後、正会員に対して、資料の提出を求める方法

（監査員証の提示）

第7条 規則第9条に規定する細則で定める様式は別紙様式第1号に掲げるものとする。

（対象先の就業時間への配慮）

第8条 臨店監査の実施に当たっては正会員の業務等に支障が生じないように留意するものとし、原則として監査対象先の就業時間内に実施することとする。就業時間外に行おうとする場合には、監査対象先の承諾を得るものとする。

（事実及び経緯の記録）

第9条 会員監査に当たっては、必要に応じ、事実関係、経緯及び問題点について、双方の認識の明確化を図るため、書面を用いるものとする。

（会員監査モニター）

第10条 監査対象先からの意見聴取等により会員監査の実態を把握し、適切な監査の実施を確保する観点から、会員監査モニターを実施する。

2 会員監査モニターは、意見聴取及び意見受付の方法により実施し、意見の対象は会員監査の方法、期間及び監査員の監査手法に限る。

- (1) 意見聴取 実施者は、原則として総務部長又は総務部長が指名する者とし、監査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、監査期間中に対象先を訪問し、責任者から意見等を聴取する。
- (2) 意見受付 会長宛の書面で意見を受け付けることとし、監査開始日から監査終了日（監査結果通知書交付日）の1か月後までに、総務部長に対して電子メール又は郵送により提出する。

3 監査対象先からの意見は、会員監査の適切な運営に資するよう処理されるものとする。

(講評等)

第11条 会員監査で把握した正会員の業務運営状況等について、臨店、書面、ヒアリング又はその他の方法による監査の終了時に、監査対象先との間に生じた事実認識の相違の有無を確認するものとする。

(意見申出制度)

第12条 前条の講評等において意見相違事項が確認された場合には、会員監査の手続きの透明性と公正性の確保を図る目的から、次に掲げる意見申出制度により処理することとする。

- (1) 確認された意見相違事項について、事実関係及び監査対象先の代表者（申出者）の意見を記載した書面を、本協会事務局長宛に、直接又は主任監査員経由で提出する。
- (2) 意見申出の期間は、講評の日から3日間（講評日の翌日から起算し、本協会の休日を除く。）とし、更に2日間を限度として延長ができる。
- (3) 意見申出事項は総務部において審理を行い、審理結果は監査結果通知書に反映させる。

(報告)

第13条 規則第10条に規定する細則で定める会員監査結果報告書は、監査を通じ把握した事項、問題点等を取りまとめて作成するものとする。

(監査結果の通知)

第14条 規則第11条に規定する細則で定める方法は次に掲げるものとする。

- (1) 会員監査の結果については、速やかに会長名をもって、監査対象先の代表者に対して、文書で通知するものとする。
- (2) 書面、ヒアリング又はその他の方法による監査の結果については、指摘すべき事項のある場合について上記通知を行う。

(正会員の処理報告)

第15条 規則第12条に規定する細則で定める様式は別紙様式第2号に掲げるものとする。

(その他)

第16条 会員監査の結果については、半期毎に取りまとめ会員に周知徹底を図る。

附 則

第1条 この細則は、本協会、一般社団法人投資信託協会（以下「甲」という。）及び一般社団法人日本投資顧問業協会との合併契約に基づく吸収合併の効力が発生することを条件として、当該吸収合併の効力発生日（2026年4月1日）に施行する。

第2条 甲の会員調査に関する規則に関する細則は、廃止する。





**【記載上の注意事項】**

1. 通知事項が複数ある場合は、「記」以下についてのみ記載し、1 事項につき 1 表とする。
2. 通知事項欄は、項番と項目（事項）を記載する。
3. 行為の内容欄は、通知事項の本文を記載する。
4. 処理状況欄は、是正状況及び再発防止策について記載する。
5. 処理状況の是正、再発防止策等については、関連資料を添付する。